

# 坂本茂雄 県政かわら版

2009年  
夏号  
NO. 26

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会内県民クラブ控室  
TEL 088-823-9523  
FAX 088-823-9063

## 高知県議会 7月定例会

# 大規模補正予算の効果を見直し 補正予算の財源裏打ちは国の借金

国の補正予算対応のため、例年の6月定例会より開会の遅れた7月定例会は7月17日、国の追加経済対策に呼応した2009年度一般会計補正予算案など執行部提出22議案と意見書を可決、同意し、閉会しました。

国の補正予算を受けて、この時期としては過去最大規模の総額およそ382億円となった一般会計補正予算案には、主な事業として、公共工事を前倒して発注する費用120億3300万円、産業振興計画の柱となる「地産外商」を進めるため、東京に設ける計画のアンテナショップを運営する法人の設置費の8200万円を含む投資31億円、新型インフルエンザ対策としての2億1100万円や介護・福祉人材の確保に向け基金の設置など日本一の健康長寿県づくりなど5つの基本政策に基づく事



意見書の賛成討論を行う坂本議員

業を確実に推進するために165億円、「あつたか高知雇用創出プラン」の推進など地域の雇用対策を強力に推進するために43億円などが盛り込まれていました。しかし、国の補正予算は実質的な財政出動額約14兆円のうち1兆円を公債発行という借金依存と、残りはいわゆる埋蔵金で財源措置をしたものです。県としては「大型補正予算の実施によっても、財政健全化を一層促進」と言っており、国の補正予算や施策を精一杯活用して、県民ニーズに速やかに応えていく努力を行っている」と述べています。しかし、県民としては、その背景にある国の財政措置への不安を感じざるをえません。あまりの「大盤振る舞い」に乗せられすぎて、バブル崩壊後の不況を乗り越えるために、借金で財政出動をした90年代の轍を踏むようなことはないのか心配さ

れる面もありますので、今後の執行における精査と補正予算債（借金）に対する交付税措置などについても注視する必要があります。また、効果が急がれる緊急雇用創出臨時特例基金事業に、2011年度までに新たに3500人の雇用を生み出すため35億4900万円を積み足しました。7月補正における取り崩し額は6億7千万円が予定されていますが、この基金事業によってどれだけ効果が上がっているのかなども検証されなければなりません。

### 介護職員の処遇改善と安心できる産環境へ意見書採択

今定例会では、県民クラブから「JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）」「自主的な共済を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書（案）」「身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦健診、出産費用の公費負担による無料化を求める意見書（案）」「介護職員の処遇改善をはじめとした人材確保を図る

ための財政的措置を求める意見書（案）」の4件の意見書を提出しました。所管委員会での協議の上、「福祉・介護職員等の処遇改善に関する意見書」「身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦健診、出産費用の負担軽減を求める意見書」として2件は、調整の上全会一致で採択されたものの、他の2件は残念ながら賛成少数で不採択となりました。

### 県政意見交換会を再開します

これまでは、解散総選挙の日程が不透明だったため、開催を控えていました「県政意見交換会」を再開していくこととしますので、今後お近くで開催の折には是非ご参加下さい。

9～10月の開催予定は下記のとおりです。

■第27回県政意見交換会  
とき 9月24日（木）  
午後6時15分  
ところ 共済会館

■第28回県政意見交換会  
とき 10月31日（土）  
午後3時  
ところ 高知プリンスホテル  
（南宝永町4-2）

# 産業振興計画の実行・具体化に関心を

産業振興計画の産業成長戦略311施策と地域アクションプラン221事業の実行元年である本年度は、産業振興推進部を新設し、ワンストップの支援窓口として産業振興推進地域本部を設置するなどの体制整備と補

## 「株式会社高知県商品計画機構」から「一般財団法人高知県地産外商公社」へ

7月定例会「09年度高知県一般会計補正予算」に計上された産業振興計画の推進にあたって大きな影響を持つ「アンテナショップ推進事業費」については、修正案が出されましたが、少数否決となりました。

この推進事業は、地産外商を担う新たな官民協働型の組織の設立及び運営などを行う事業であることから、アンテナショップの場所選定や実施主体となる財団（7月17日付け設立「一般財団法人高知県地産外商公社」）のあり方など確定されていない面を危惧する声がありました。県としては、その運営のあり方などについて財団任せとするこ

正も含めて116億円の財源措置を図って取り組まれています。順次、事業の採択も図られながら進捗しつつありますが、小さな実績からでも確認されていくことが求められます。

か、また、商品売っていく物販の部分とテストマーケティングの部分も併せて収益事業となるので、収益を度外視するものではないとの姿勢で進められる事となります。

このことに伴い、「株式会社高知県商品計画機構」については、今までも商品の開発、販売などの一定の成果はあるものの、新設財団法人が商品計画機構の担ってきた役割まで包括して担える組織であり、県内のもっと多くの生産者の方々の利用可能な大きな仕組みで展開していくことから解散することとされました。ただし、解散にあたっての関係業者や取引先などの十分な理解と納得を得ることの必要性も求められていました。

失敗の許されない

## アンテナショップ

「日経グローカル」No128の特集「自治体アンテナショップの実像」による

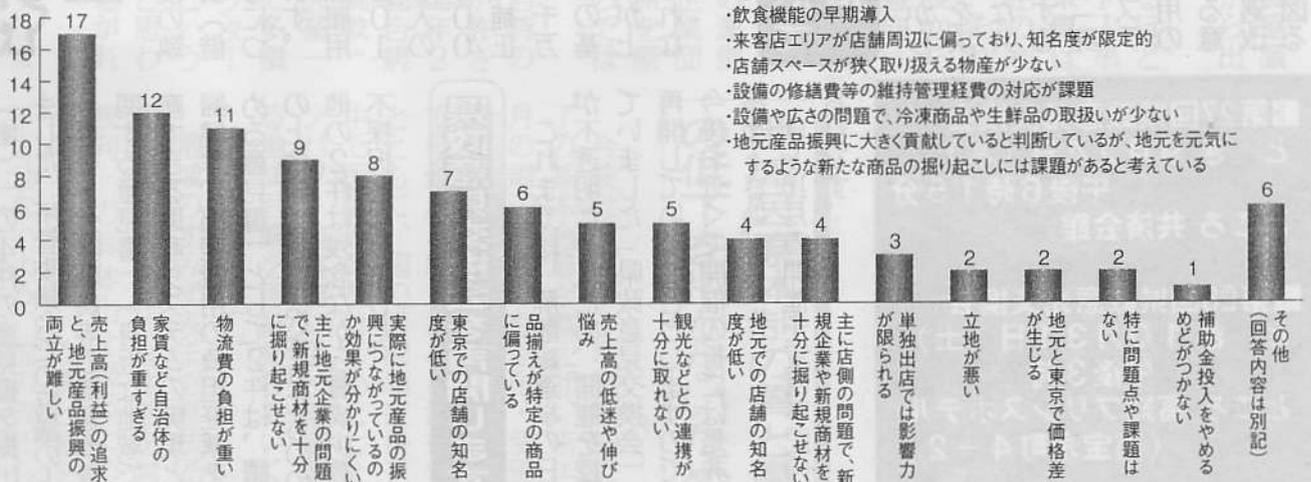
と、地方自治体は東京都内に相次ぎアンテナショップを開設し、08年度には、一度撤退した鳥取県が再出店したほか、秋田県も移転・拡充し本年度は山形県と奈良県が出店しています。

ただし、設立目的があいまいなケースが多く、生産者への情報へのフィードバックも不十分であったり、多くの自治体では費用が億単位にのぼるものの、その効果の検証が不十分なうえ、運営の透明性確保など課題も山積しているとのこと。

その意味でも、本県における新財団の大きな役割であるアンテナショップの開設・運営も、必要性は認められながらも、見通しの不透明さの中での懸念もありません。

今後は、「一般財団法人高知県地産外商公社」やアンテナショップ任せにすることなく、県としての責任も明確にした失敗の許されない事業として取り組むだけの決意が求められています。

アンテナショップの運営上の問題点や課題（複数回答）



「その他」の回答内容

- ・飲食機能の早期導入
- ・来店店エリアが店舗周辺に偏っており、知名度が限定的
- ・店舗スペースが狭く取り扱える物産が少ない
- ・設備の修繕費等の維持管理経費の対応が課題
- ・設備や広さの問題で、冷凍商品や生鮮品の取扱いが少ない
- ・地元産品振興に大きく貢献していると判断しているが、地元を元気にするような新たな商品の掘り起こしには課題があると考えている

「日経グローカル」No128の特集「自治体アンテナショップの実像」より引用

# 福祉と医療の拡充も地域から

あったかふれあいセンターを  
国の制度に

今年度の日本一の健康長寿県づく  
り関連の「あったかふれあいセンター  
事業費補助金」につい

ては、当初10箇所を予  
定していましたが、24  
市町村から30箇所の申  
請があったため、その  
整備に必要な予算を補  
正予算で措置しました。  
申請による事業費の合  
計は2億2629万円  
で、新規雇用者は82人  
となる予定です。

この「あったかふれ  
あいセンター事業」は、  
7月17日の第21回経済  
財政諮問会議で、国の  
本予算や補正予算を通  
じて、「安心と活力」に  
直結する『Wise  
Spending(賢  
明な支出)』を確実に  
実現することのモデル  
「取組例」として報告  
されているものです。  
県としては、今後さら  
にいいものをつくり上  
げ、継続に向けて市町  
村と協議するとともに、

国へ制度化の要望をしていく姿勢で  
臨むこととしています。

## 福祉・介護職員等の処遇 改善を

急速な高齢化が進む中、介護二  
ズの増大などに伴い2014年時点  
に必要な介護職員の数は、140万  
〜160万人と試算されているにも  
関わらず、介護職員は、全産業労働  
者平均の3分の2程度という低賃金  
や超過勤務など労働環境が厳しく、  
離職する人が多いため「質の高い人  
材を安定的に確保することが喫緊の  
課題」と言われています。

介護職員処遇改善等対策事業費に  
よって介護職の人材確保を図ろうと  
約8億円が補正予算に計上されまし  
た。介護職員処遇改善事業費も重要  
な事業であります。もともと賃金  
改善に充てるため、本年4月から改  
定された診療報酬が、それに充てら  
れなかったことの反省や賃金を改善  
した場合の法定福利費の事業主負担  
などの増加、2011年度末での財  
政措置の打ち切りなどを考えたとき  
どれだけの事業所、介護職員に効果  
が現れるのかなど懸念する課題も多  
くあります。  
そのためにも全会一致で可決した  
「福祉・介護職員等の処遇改善に関

する意見書」にもあるように、適切  
な介護報酬の設定をはじめとした国  
の責任による給与水準の改善、労働  
時間の短縮などが急がれます。事業  
者にとって利用しやすい制度である  
とともに、福祉・介護職員にとって  
実効性の高い制度の継続に向けて全  
力を挙げて取り組むことが求められ  
ます。

## 医師確保をはじめとした 地域医療の再生を

高幡保健医療圏で、唯一分娩を取  
り扱っているくぼかわ病院が今年12  
月末をもって分娩の対応を休止する  
ことに対する懸念の声が高まってい  
ます。これは同病院に産婦人科医を  
派遣している高知大学医学部の産婦  
人科医師が、06年に14名だったもの  
が、今年7月には10名まで減少した  
ことにより、派遣継続が困難になっ  
たためです。

医師の確保はもちろんですが、安  
心して妊婦さんにお産に臨んでもら  
う取り組みとしては、高知赤十字病  
院では「助産師外来」が始まり、医  
師の多忙緩和の一助ともなっていま  
す。また、これまでも会派で提言し  
続けてきた医師の確保と合わせた助  
産師の養成・確保も喫緊の課題となっ  
ています。

高知大学医学部の先生方との意見交換



文化厚生委員会では、高知大学医  
学部と産婦人科医師、小児科医師の  
教育、養成、県内の診療科の状況な  
どについての意見交換を行いました。  
今後は、国に医療制度の見直しや医  
師養成のあり方の是正などについて  
求めることは必要ではあります。が、  
見直しの効果が現れるまで時間がか  
かることなどから、猶予のない高知  
県として独自にできることが何なの  
か県・議会・高知大学・医療関係者  
などが一体となって、努力を重ねて  
いくことが求められています。

# 高知医療センター

# 合意によるPFI事業契約の終了へ

高知医療センターは、開院4年目の08年度末で、約7億6千万円の資金ショートを回避するため、高知県と高知市から長期の貸し付けを受けて新年度を迎えました。

しかし、第4回経営企画協議会の場において、高知医療センターエフアイ株式会社（SPC）から、「2011年度の経常収支黒字化に貢献するほどの削減効果を短期間にあげることが困難であり、医療センターの経営に寄与するため、SPCが業務を離れることによって、諸経費の削減を行なうことも一つの方法」として、「合意によるPFI事業契約の終了」に向けて協議をした旨提案がありました。その提案を受けて、県・市病院企業団としては、構成団体の県・市とも連携して、議会了解をえて、協議のテーブルにつくこととなり、9月中の合意を目的に協議の場が設けられています。

この間、坂本議員は2月定例会における県民クラブの代表質問において、知事の「経営面でも医療面でも県民の皆様がリスクを負わせないようにということとを肝に銘じて、構成団体としての務めを果たしてまいりたい」という答弁を引き出しており、

そのことを担保させながら、PFI契約の合意解除に向けて、基本合意を図ることについて注視していくこととしています。

## 県民・患者の利益より 企業・株主の利益を優先

坂本議員は、開院2年目には「病院は赤字でも、SPCは黒字」という情報がある中で、SPCの営業報告書を情報公開請求し、その後も提示を求めてきました。そして、高知医療センターが毎年度赤字経営に苦しむ中で、SPCでは開院以来、委託業務内容に重大な支障があったことによるマネージメント料の返上をした06年度以外は、1億51億6千万円の黒字決算を計上しており、県民としては納得できないということを指摘し続けていました。

加えて、経営改善に向けたPFI事業効果が議論されるたびに、契約達成目標とも言える医療収益に対する材料費比率23・4%を達成できていないことや業務提案項目の26・5%が未達成という状況の中で、多額のマネージメント料など支払う必要はな

いなどの意見が議会や議員協議会毎にも多くの議員の間から出されるようになりました。

問題点を追及すればするほど明らかになったのは、PFI事業の主体となるSPCの本質は、県民・患者の利益より株主の利益を優先することであり、それは議員協議会でSPC社長から繰り返し返される「株主様の意向」という言葉に顕著に表れていました。そのことから「株主」

最優先の経営方針と「患者・県民のための医療」最優先の運営方針でなければならぬ企業団体では、「公民協働」の関係を築くことに困難さがあったのではないかと思われれます。

PFI事業について、当時の橋本知事が言った「失敗が許されない『社会実験』」（05年2月7日付高知新聞・始動統合病院「高知医療センターの挑戦」第1部創る「腐心した『医療一体』」）は、県民に対して多額の財政負担と、高知医療センターを舞台にした贈収賄事件という汚点まで残して失敗したと思われるますが、今後の総括が急がれます。

高度医療が県内で完結するようにと設立された医療機関として、日本、中四国で有数の「ス

ペシヤルな医療」を提供している病院として定着しつつありますが、これらは医師、看護師をはじめとした医療スタッフの「疲弊」の犠牲で成り立っているとも言えます。これらの改善抜きには、本当の意味での地域の基幹病院としての医療を安定的に継続して提供できないのではないかと思われれます。

## 地域医療体制の質と量の低下を招かないため

今後は、PFI事業契約の終了の基本合意が整えば、来年4月の周辺業務の直営化・個別委託契約による再スタートに向けて行われる取り組みを注視するとともに、国の医療制度後退の中で医師確保をはじめとしたマシパワーの整備によって崩壊する地域医療を再構築していくことが求められます。

地域のすみずみまで憲法25条の「健康で文化的な生活を営む権利」の具体化を図るための「地域医療体制」の質と量を低下させないよう、国の責任も果たさせていかなければなりません。